



平成 27 年 11 月 12 日

各 位

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号  
会社名 アクセルマーク株式会社  
代表者名 代表取締役社長 尾下 順治  
(コード番号：3624 東証マザーズ)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 12 月 16 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員(取締役)の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約の締結に関する規定の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る現行定款第 28 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 変更内容の日程

定時株主総会開催日 平成 27 年 12 月 16 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 12 月 16 日

以上

■本件に関するお問合せ先  
アクセルマーク株式会社  
経営企画部 IR担当

【TEL】03-5354-3351 / 【email】ir@axelmark.co.jp

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第36条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>